

令和6年度

介護保険料のお知らせ

■問合せ 介護高齢課介護保険係 (☎ 74-3001)

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年度から創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の方が納めている保険料と公費を財源としています。40～64歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まり、医療保険の保険料に介護保険料分を合わせて納めています。

65歳以上の人（第1号保険者）は、洞爺湖町にかかる介護サービス費用総額見込みに基づき、一人当たりの介護保険料を算出しています。

65歳以上の人に納めていただく令和6年度の保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。

① 介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、令和6～8年度の介護保険料は下表のとおりです。

② 公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

③ 低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、第1～3段階の乗率をさらに引き下げることとし、高所得者区分については細分化を行い、これまでの9段階を13段階に多段階化することで、所得再分配を強化し、介護保険制度の持続可能性を高めています。

令和6～8年度の所得段階別の保険料 基準額 6,200円/月額

| 段階 | 対象者 | 月額保険料 | 年額保険料 |
|-------|---|---------|----------|
| 第1段階 | ●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 1,767円 | 21,200円 |
| 第2段階 | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 3,009円 | 36,100円 |
| 第3段階 | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を越えてる人 | 4,250円 | 51,000円 |
| 第4段階 | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 5,150円 | 61,800円 |
| 第5段階 | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人 | 6,200円 | 74,400円 |
| 第6段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 7,750円 | 93,000円 |
| 第7段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 8,059円 | 96,700円 |
| 第8段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 9,484円 | 113,800円 |
| 第9段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 10,542円 | 126,500円 |
| 第10段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 11,784円 | 141,400円 |
| 第11段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 13,017円 | 156,200円 |
| 第12段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 14,259円 | 171,100円 |
| 第13段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人 | 14,884円 | 178,600円 |

※第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

65歳以上の皆さんへ

7月上旬ころに「令和6年度介護保険料のお知らせ」を送付しています

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

| | |
|----------------------------|--|
| 1年以上滞納 (保険給付の償還払い) | サービスを利用したときに費用が全額利用者負担になります。申請により、後で保険給付分が支払われます。 |
| 1年6ヵ月以上滞納 (保険給付の一時差し止め) | サービス利用時は全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。 |
| 2年以上滞納 | サービスを利用したときの利用者負担割合が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービスなどが受けられなくなります。 |

介護保険料の減免申請について

洞爺湖町では、第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料の減免を、次の基準で実施しています。該当すると思われる人は、介護高齢課介護保険係、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。

■減免該当者…次の①～③のすべてに該当する人

①所得段階別保険料が

第1段階 年額 21,200円と決定した人

第2段階 年額 36,100円と決定した人

第3段階 年額 51,000円と決定した人

※生活保護を受給されている人は減免の対象外となります

②世帯の収入（年金、仕送りなど）が生活保護の基準以下の人

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象となります。

③本人および世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない人

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象となります。

生活保護基準(例)

| 年齢 | 単身世帯(年額) | 2人世帯(年額) |
|--------|----------|------------|
| 65～69歳 | 885,660円 | 1,388,900円 |
| 70～74歳 | 885,660円 | 1,388,900円 |
| 75歳以上 | 820,260円 | 1,280,540円 |

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安としてお考え下さい

■減免内容

減免金額および減免後の保険料は次の金額になります。

| 段階 | 減免前の保険料 | 減免金額 | 減免後の保険料 |
|-----|---------|---------|---------|
| 1段階 | 21,200円 | 18,600円 | 2,600円 |
| 2段階 | 36,100円 | 18,600円 | 17,500円 |
| 3段階 | 51,000円 | 18,600円 | 32,400円 |

■減免申請に必要な物

①印鑑

②世帯全員の収入が証明できるもの（令和5年中の年金支払い通知など）

※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の人は必ず添付が必要です。

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象です。

③口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）

※代理人が申請する場合は、写しでも可

介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度が改正されたことに伴い、介護保険サービスを利用した際にかかる費用などに変更がありました。主な変更点をお知らせします。

1. 一部の福祉用具の貸与と販売の選択制の導入(4月から)

利用者の経済的負担を軽減しつつ、福祉用具の適宜適切な利用で安全性を確保する視点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

対象となる福祉用具

●固定用ロープ ●歩行器(歩行車を除く)

●単点杖(松葉杖を除く)や多点杖

2. 介護保険施設を利用したときの居住費などの変更(8月から)

近年の光熱費の高騰を踏まえ、住宅で生活する高齢者との均衡を図るため、8月からは基準費用額が1日当たり各60円引き上げになります。なお、食費の基準費用額は変更ありません。

